



別紙様式第1号 (第3関係)

平成30年11月20日

奈良市議会議長 東久保耕也様

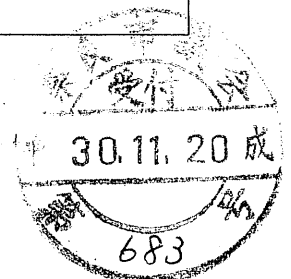
質問者 植村佳史



### 文書質問票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的内容	回答者
生活保護行政について  1、生活保護費に係る職員の不祥事について	<p>平成21年に仲川市長は、職員による生活保護費の181万円を着服した事件について謝罪されました。</p> <p>しかしその後も平成24年には病院事業課の職員による窓口負担金366万円の着服事件、市税延滞金3800万円の着服事件、さらに平成28年に環境清美センターでのアルミ缶や廃棄自転車、ガソリン等の燃料費の着服等が発生しております。</p> <p>この職員による不祥事はなぜ繰り返し多発するのか、私は仲川市政下における職員のコンプライアンスの意識の低下を懸念しています。</p>	市長



	<p>そこで、お聞きしますが、私のところには、またもや生活保護課職員による着服が起こっているとの声が届けています。前回の事件以降、市長は公金の取り扱いについて、職員にどのような指導をしてきたのか？また、それにも拘わらず私に届けられた事件が起こっているのであればどのような事件であるのか詳細についてお聞かせ下さい。</p>	
--	--	--

受付日	30年11月20日
送付日	30年11月20日